

第 11 回 静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会 議事録

【日 時】 令和 5 年 7 月 21 日（金） 17:00～18:30

【場 所】 静岡市役所新館 8 階 市長公室 （葵区追手町 5 番 1 号）

【出席者】 <静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会>

今泉委員、長谷川委員（WEB）、増澤委員、安田委員（WEB）

<オブザーバー>

静岡県 石川政策推進担当部長

くらし・環境部：渡邊参事、宮崎参事

<静岡市>（事務局：環境共生課）

難波市長、田嶋環境局長、大畑環境局次長

（環境共生課）石塚課長、柴エコパーク推進担当課長、高松係長、山田主査、
海老原主任主事

（企画課）大村広域行政担当課長、三矢係長、山本主任主事

（治山林道課）劔持課長、増田係長

【議 題】 1 これまでの市の対応状況について

2 国土交通省有識者会議の協議状況について

3 今後の協議会で検討が必要な事項について

【内 容】

増澤会長挨拶：

市の協議会は、リニアの計画が始まった初期の段階から JR 東海と協議をしてきた。当時、まだ環境アセスメントが始まる前であり、いかにアセスをきちんとやってもらうかということで、ずいぶん細かい討論を行ってきた。ある程度 JR 東海との話が進んだ段階で、県の委員会と連絡を取るようになり、市の協議会で討論した内容を県の委員会にあげるという順序で行ってきた。

一昨年には、市の協議会で現地視察を行い、まだ解決されていない問題点について現地討論し、JR 東海と現場で話し合いを行い、計画が市の意見に沿うように、変更・改良された。

現在は、国の有識者会議で議論しているが、まだ詰め切れていない部分がある。これについて、私たちは長い間討論してきたので、それを生かして、今後、もっと進化させた状況で JR 東海と話をし、より自然が壊れないように、水の問題が大きな問題とならないようにということをおアドバイスしていけたらと思う。

議題 1 これまでの市の対応状況について

事務局：まずは、資料 1、静岡市の法的立場についてです。これまで市長意見をいろいろ出

していますが、改めて法律あるいは条例の、どの条項に基づいて行っているかということを整理します。今後、県、国あるいは JR 東海に要請や意見を提出する場合に、法や条例上の根拠は極めて重要となるため整理しております。委員の皆様はご存じだと思いますが、前の協議会から時間が経っていること、またいろいろなメンバーも変わっているため、改めて確認します。

まず、資料の 2 ページの環境影響評価手続きの流れです。左側が環境影響評価法、2014 年 10 月に国土交通大臣の認可が行われ、その後、県環境影響評価条例に基づいて事後評価が行われているという状況にあります。法律上の条項も後で整理をしていますが、あまり細かい話は別として、全体としてどのような法令に基づいているのかということを確認していきたいと思います。

まず、環境影響評価法についてですが、これは配慮書、方法書、準備書、評価書とあり、これに対して市長意見を出しております。これは、法律に基づいて市長は知事に意見をし、知事が JR 東海に意見を送付するという形になります。

そして、認可を経て、ここから先は県の環境影響評価条例に基づく手続きになります。事後調査計画書というのが 2014 年 11 月に出て、この時に市長意見を知事に対して出し、知事が JR 東海に対して知事意見を出すという形になっています。これは県条例の手続きに則っております。その下に、市条例の公布がありますが、2015 年 3 月に行われています。市の環境影響評価条例が公布されましたが、この時点ですでに JR リニア事業は認可されているため、法律では遡及適用と言いますが、すでに事業が行われているものに対して後からできた条例を適用しないというのが原則となりますので、その点で市の条例はここでできましたけれども、そのほとんどの条項はこのリニア事業には適用されないということになります。従って、今行われている市の意見の提出は、県の環境影響評価条例に基づくものか、任意のものかということになります。

2014 年 11 月に事後調査計画書が出てきて、それから 2017 年 1 月に JR 東海が事後調査報告書で導水路トンネルの問題について報告書を提出しています。それに対して市長意見をし、知事意見を JR 東海に発していますが、そこに注 3 とありますが、この事後調査報告書については、知事は JR 東海に対して意見をいうという規定はありません。ですが、知事は意見をしており、これは条例に規定されていない任意のものという扱いになります。

その後、いろいろと手続きが進んで、協議会の皆様の意見をお伺いして、発生土置き場の考え方を JR 東海に提出していますが、これはあくまで任意の文書を JR 東海に提出しているだけで、条例の手続き外になります。

そして、2018 年 10 月に事後調査報告書の宿舍等というのが JR 東海から出てきますが、それに対して静岡市長意見を県知事に出しています。ただし、県条例には県知事はこの事後調査報告書に対して意見を言う形になっておりません。従って、市長意見を県知事に出しておりますが、その状態でとまっていることになります。県条例の規定ですと、県知事は国に対して意見を言うことはできますが JR 東海に対して直接意見は言えない形になっておりま

す。なぜこれを今日確認しているかということですが、これからの協議会でいろいろな議論をしていただき、市長意見を取りまとめ、それを県知事に渡すわけですが、県知事は JR 東海に直接意見を提出する規定がありませんので、そういうものであるということを理解した上で、我々は対応しないといけないと思います。後ほど、法律・条例に基づいて市として何をやっていくのかというのは、「今後の協議会で検討が必要な事項について」というところで御説明をさせていただきたいと思います。

それでは、今までどのような意見を出してきたのかということに進んでいきたいと思っています。この後のページで環境影響評価法、県環境影響評価条例、市環境影響評価条例、これらの規定が記載されています。先ほど申し上げたように、市の条例は、リニア事業には適用外となっております。6 ページ以降には、静岡市の法的立場、静岡市に係る条例等手続き一覧というのがありますが、県環境影響評価条例、市環境影響評価条例のほかに、個別の法令がいろいろとあります。例えば、6 ページでいうと、土壌汚染対策法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法といったものがあります。これは、市の権限が直接 JR 東海に及ぶようになっています。これから JR 東海はいろいろな手続きが必要になってきますし、これまでですと、林道の通行許可であるとか、JR 東海から許可申請が出て、市が許可するということがなされています。かなりいろいろな条項があることがご理解いただけたと思います。以上が静岡市の法的立場ということになります。

続きまして資料 2 をご覧ください。これは、リニア事業の環境影響評価に対する市の対応状況です。委員の皆様方はご存じですが、改めてもう一回振り返らせていただきたいと思います。2011 年から静岡市環境審議会の中で環境影響評価審査部会というのがあり、静岡市環境影響評価専門家会議というのがあり、2015 年から本協議会を開催してきました。

ただ、事後評価に適用されている県の環境影響評価条例に基づいて、市は県に対して意見を言いますが、その際に、市の本協議会に意見を聞かなければならないという規定はありません。本来は、市環境影響評価条例に基づいて、環境影響評価審査会を開いたうえで意見を出すべきところですが、これまでなぜかこの協議会の意見を経て意見を出すような形となっています。従って、これから法令の手続きに則って県に意見を出す場合は、この協議会でご議論いただいた結果で出すのか、改めて市の環境影響評価審査会を開いて意見を出すのかということは、これから整理が必要だと思っています。ただ、今日はその議論は抜きにして、この協議会でこれからどんなことを協議していったらよいかということを中心に話を進めさせていただきたいと思います。その後、3 ページ、4 ページと協議体制としていますが、今までどんな意見を出してきたのかということを変更して確認していく必要があると思っています。

まず、3 ページですが、2011 年に法アセスに基づき方法書に対する市長意見を出しています。この時は、建設発生土、水質、植物に対して意見を出しております。次に 4 ページですが、2013 年から 2014 年に準備書に対し、水環境、廃棄物、燕沢の残土の問題について、

市長意見を出しています。次に5ページですが、2015年に市の環境影響評価審査会ができました。これは、環境影響評価等に関する事項を調査審査するためとなっていて、市の条例に基づくと、環境影響評価に対して意見を出す場合には、この審査会を経る必要があります。従って、正式な意見を出す場合は、本協議会を開いて出すのではなく、この審査会を開いて意見を出すべきというのが事務局の今の見解です。これまでは審査会を経ないで協議会だけで意見を出していますが、それについては、条例の手続き上は必ずしも適切ではなかったのではないかと思います。ただ、これからこの審査会と協議会の扱いをどうするかということについては、改めて事務的な手続きをどうするかの問題ですので、今日ご議論いただくのではなく、これから事務局でしっかり整理させていただきます。

6ページに進んでいただいて、準備書に対する意見を県知事に提出していますが、このあたりから、動物、植物、生態系の問題について意見をかなり出すようになってきています。次に7ページに進んでいただいて、先ほど申しました県条例に基づく事後調査計画書に対する市長意見を県知事に提出しています。ここでは、7ページの一番上、水環境の問題について、「河川流量の減少には不確実性があることから、水環境に関する調査については地下水の水位や河川の流量だけでなく水質についても調査し、水環境の変化を総合的に把握すること。」ということで、流量の減少について、ここでしっかりとした意見を出している状況になっています。また、動物、植物、生態系についても意見を出しております。その一部を読みますと、「河川流量の変化に伴う水生生物への影響調査も実施すること。」ということで、トンネル掘削に伴う流量減少によって水生生物にどのような影響が出るのかというあたりは、ここで問題提起をしております。それからもう一つは発生土置き場です。発生土置き場についてもここで言及をしております。従いまして、この2014年11月の事後調査計画書に対する市長意見の中で、今まだ問題となっている水環境の問題、動物、植物、生態系の問題そして発生土置き場の問題については、しっかり整理がされて意見が出されているということになります。

2015年の7月にはリニア事業に特化して、中央新幹線建設事業影響評価協議会を開催しております。先ほどの環境影響評価審査会は環境に関する全体についての審査会ですので、リニア事業に特化してこの協議会を開いて、専門家の皆様の御意見を集中的にお伺いして協議させていただくということで設けたと理解しております。これ以降は審査会ではなくてこの協議会を開いて、いろいろな形で意見を出しております。

9ページは、その協議会の結果として市がJR東海に考え方を提出しておりますが、これは条例に基づく手順ではなく、任意の手続きになります。発生土置き場の問題について意見を出しております。それから、10ページについても、発生土置き場について意見を出しており、水環境の問題、林道の問題についても意見を出しております。11ページですが、事後調査報告書に対する市長意見ということで、県知事に提出していますが、これは県知事止まりで、県知事からさらにJR東海に意見を出す法的な規定がありませんので、知事に出すだけという形になっております。このような形で、これまで市はJR東海の中央新幹線

建設事業に対していろいろな意見を出してきたという状況です。以上がこれまでの振り返りになります。少し長い説明でしたが、確認をさせていただきました。ありがとうございました。

増澤会長：ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いします。

県石川部長：静岡県庁の石川と申します。1点御説明で補足をさせていただき思います。制度上の話でございます。資料1の2ページ、手続きの流れの図でございます。先ほど御説明があった県の条例に関する右側の囲みの中でございますが、市長意見を知事に頂いているのが右側に3つございます。それらは条例の規定に基づいて知事からJR東海に意見を伝えるという事はできませんが、内容を県としても見させていただいたうえで、特に2017年のものについては、JR東海に伝えることが任意でも必要だろうという判断をした上で出しております、2018年、2019年も同じく県の審査会にかけた上で、今回はそこまでではないだろうという判断の上で出していないということで、一律に出さないとか、一律に出すとかというものではないということをお願いさせていただきます。以上です。

増澤会長：ですから、こちらの言うことはJR東海に伝わっていたということですか。他にいかがでしょうか。オンラインの委員の皆様よろしいですか。今、法的な整理がされて、県から御意見もありましたが、これでよろしければ議題1についてはここまでとします。続きまして、議題2の国土交通省有識者会議の協議状況について、事務局から説明をお願いします。

議題2 国土交通省有識者会議の協議状況について

事務局：資料3に基づいて説明します。2ページをご覧ください。現在、環境保全の有識者会議が開かれておりますが、その前は、2020年4月に有識者会議が国土交通省に設置され、13回の会議を経て、水資源についての科学的・工学的な観点からの議論が行われ、2021年12月に中間報告がまとめられました。これは、トンネル掘削によって河川の流量がどのように変化するかについて、国土交通省の設置した有識者会議の見解が述べられています。非常にざっくりと言えば、トンネルから出た湧水の全量を大井川に戻せば、大井川の水資源については大きな影響は生じないという結論となります。これについては、いろいろ議論があるところではありますが、大井川中下流域の水資源の問題が中心に議論されており、その観点は静岡市域外であるため、この問題については静岡市としてはこれ以上深く意見を申し上げるようなものではないと理解しております。2021年12月に中間報告が取りまとめられ

た後、会議の議論は生物多様性の問題に変更され、2022年6月に生物多様性等に関する有識者会議が開かれております。2ページの真ん中の囲みの中の有識者会議（環境保全）の目的ですが、国土交通省は、JR東海の環境保全に関する取組みに対して、科学的・客観的な観点から議論を行うことにより、JR東海に対して指導助言等を行うため有識者会議を開催するということです。第1回から13回までの水資源に関する問題とは委員構成を変えて、現在議論が進められているということになります。3ページに進んでいただいて、この有識者会議は14回から23回まで開かれており、現在23回の6月23日が最後になっております。静岡市は、第16回、第3回環境保全会議でヒアリングを受けております。また、すべての会議にオブザーバーとして参加をしておりますが、特に意見は述べていないという状況です。次に4ページとなりますが、これも委員の皆様方のご存じかと思いますが、前回の協議会から9か月と時間が経ちましたので、改めて、今どのような議論がされているかを整理したいと思います。4ページに論点が整理されています。何が論点かということで随分丁寧な議論がされて、今はこの3つが論点だろうということになっております。真ん中に「論点」とありますが、論点は3つです。トンネル掘削に伴う地下水位変化による①沢の水生生物等への影響、②が高標高部の植生への影響、③が地上部分の改変箇所における環境への影響になります。地上部分の改変箇所というのは、作業ヤードや残土置き場という問題になります。それについて、これからどのような回避低減策を実施すべきかということが議論されることとなります。これらの3つの論点について、今どのような議論がされているか御説明をさせていただきます。

5ページに進んでいただいて、トンネル掘削に伴う地下水位変化による沢の水生生物等への影響ですが、この赤囲みの部分が分析・評価されているわけですが、ざっとどのような考え方かということをお市の方で整理させていただきました。6ページになります。まず、発生する可能性が高い現象として、トンネル掘削を行うとトンネル内へ水が流出して、何らかの程度で地下水位が低下します。地下水位が低下すると沢の流量が減少します。沢の流量というのは、雨が降って直接表面を流れてくる水だけではなく、地下水が沢に出てきて沢の流量が維持されるというのがよくあるケースですので、トンネル掘削により、何らかの原因で地下水位が低下すると、沢の流量が減少するという状況があります。そして、流量の減少の程度は場所によって異なります。それについての環境影響評価の論点ですが、水生生物や植生へ影響する、どの沢がどの程度、流量が減少するのかを知る必要があります。沢によって、大きく減少するところ、そうでないところが出てきます。それを知るために、シミュレーション等による予測が必要になります。それを行ったうえで、沢の流量減少により水生生物や植生にどの程度影響が生じるのか、これを分析、評価して、必要に応じ回避低減策等の検討を行うという流れになります。シミュレーションの問題が出ましたが、現在、国において非常に詳細なシミュレーションが行われております。次のページは、JR東海が当初解析モデルによって地下水位変化のシミュレーション結果を出してきましたが、これはJR東海モデルです。見ていただくとわかりますが、山を断面で切ったものになります。上千枚沢、悪沢、

蛇抜沢、西俣といったところがあり、茶色い線が稜線になります。深く落ち込んだところが沢になります。沢に流量が維持されるかどうかですが、高標高部のところなので、地下水がないと沢が枯れることになります。JR 東海のモデルは、この沢の流量を予測できるモデルとなっておりません。見ていただくと一目瞭然ですが、トンネルがない状態での計算上の地下水位が薄い水色ですが、この状態を見ると、上千枚沢、悪沢、蛇抜沢は、すべて地下水位がはるか下にありますから、雨が降らない時、沢はほとんど水が枯れているという計算結果になります。これは現況を再現していないという結果になります。従って、JR 東海が当初作っていたモデルでは、上千枚沢や悪沢の流量がどのように変化するかということは予測できないということになります。そこで、今、国土交通省で用いているのが GETFLOWS というモデルです。このモデルの説明をすると時間が無くなってしまうので省略しますが、この GETFLOWS は沢の流量変化を予測できるようなモデルになっております。次ページからその説明があります。例えば、10 ページでは、解析した流量と観測平均値を比較し、シミュレーションモデルが観測されている流量を再現できるかということを確認しています。また、13 ページの主要な断層の透水係数の変更については、沢の流量の再現性を高めようとするものです。非常に広域な場所での流量変化を見るために、GETFLOWS でもともと使っていた透水係数では、沢の流量を再現できないということで、透水係数を変化させて、沢の流量の変化を予測するように変えています。結果については細かい話になりますので省略しますが、11 ページを見ていただくと、水がどのように流れるのかという矢印がありますが、雨が降って、それが地下に浸透し、一定の地下水位を確保しながら沢にどのように水が出ていくかという現象がある程度再現されていると思います。右の図で、①透水係数 1.0×10^{-5} と②透水係数 1.0×10^{-6} とありますが、透水係数を 1.0×10^{-6} とした場合にどうなるのかという検討をしております。 1.0×10^{-6} にした方が、沢の流量の再現性は高いということで議論が進んでいるようです。12 ページを開いていただいて、GETFLOWS はもともと静岡市が自ら環境影響評価を行うために作成した静岡市モデルと言われるものです。静岡市が GETFLOWS という解析モデルを作ったわけではないですが、GETFLOWS という解析モデルを使って、静岡市が透水係数等を設定して計算したものを静岡市モデルといいます。この静岡市モデルを使って、国の有識者会議で議論がされているということになります。13、14 ページと、解析の条件がありますが、これについてはここで議論せず、委員の皆様方に見ていただいて御意見を頂戴できればと思います。18 ページあたりにこのモデルによる再現性が出ており、かなり再現性が高いというような言い方になっておりますが、今日はその問題について触れないということにします。

19 ページに進んでいただいて、トンネル掘削に伴う地下水位変化による高標高部の植生への影響となります。これは増澤会長のご専門の分野で、国の有識者会議においても増澤会長がいろいろなご指導をされていると理解しております。これがなぜ問題で、市がどう評価しているかということですが、20 ページに進んでください。先ほど申しましたよう

に、発生する可能性が高い現象ということで、トンネル掘削によって何らかの程度で地下水位が低下します。環境影響評価の論点についてですが、高標高部の悪沢岳などの山頂付近には非常に素晴らしいお花畑があります。お花畑の植生を、高標高部の植生とすれば、その植物は水が必要なので地表面付近の水分量の変化が影響しているのか、それともやはり地下水が影響しているのかということについて、評価が必要だということになります。トンネルの掘削によって地下水位が低下したとして、高標高部のお花畑の植生に影響が出るのかということが論点となります。そして、判断の根拠というところですが、そのお花畑の付近の水分量が地下水位の影響を受けているのか否かということが問題になります。YES と NO とありますけれども、もし、高標高部のお花畑の植物が地下水位の影響を受けているのであれば、その植生に影響が出る可能性があります。そうではなく、お花畑の植物が表流水あるいは露、霧そういった表面の水や大気中の水に依存しているのであれば、仮に地下水位が下がっても植生の影響は極めて小さいということになります。これについては、まだはっきりと分かっていませんので、右の方に調査が必要と書いてありますけれども、高標高部の地表面付近の植生が地下水位の影響を受けているかどうかという確認調査が、現在行われているところであります。それから、それについては、調査だけではなく、21 ページに進んでいただいて、このような物理的なモデルでこれから評価しようとしています。21 ページの高標高部の断面イメージが分かりやすいと思います。この図の上の方に高山植物というのがあって、これがお花畑になります。このお花畑の水が、この下に地下水位の低下とありますが、地下水位が例えばこの点線の部分にあったとして、その下の実線の部分まで下がったとします。その下がったところにより、この高山植物の付近にある水が影響を受けるのかどうかということをしかり確認する必要があるというものです。これについて、22 ページに調査 1、2、3 とありますが、地下水がどんな水があるのかとか、あるいは高標高部の水の起源がどこかとか、そのようなことをしかり調査して評価しようということになっています。このあたりについては、後ほど増澤会長より補足の説明をしていただければと思っています。

それから、ずっと飛んでいただいて、31 ページになりますが、3 番目の論点として、地上部分の改変箇所における環境への影響というのがあります。これは、四角囲みの中にありますように、作業ヤードの問題と発生土置き場の問題になります。次のページを見ていただいて、まずこれは水質の問題の静岡市の認識になります。発生する可能性が高い現象として、作業ヤードからトンネル湧水が河川へ放流されることになります。あるいは、発生土置き場から雨水等が河川へ流入をします。その時に何らかの程度で河川の水質、水温が変化をします。導水路トンネルというのが導入される予定ですが、導水路トンネルからトンネル湧水が流れてきて、それを河川に放流すると、例えば冬場にその水がそのまま放流されると、トンネル湧水は温度が高いですから、その温度が高い水が 0 度付近になっている河川に流れ込むと温度変化が大きくなって、生物については非常に深刻な影響を受けることがあります。従って、何らかの程度で河川の水質、水温が変化するので、それへの

影響評価が必要ということになります。環境評価の論点というのは、水生生物の生息等へ影響するか否かということになります。もう一つは、トンネル湧水については、重金属等が入っている可能性がありますので、それにより人への健康被害が出るのかという問題がありますが、ここでは省略させていただきます。水生生物の生息環境が水質、水温の変化の影響を受けるかどうかという評価が必要となります。調査等による確認が必要で、影響のあるなしを評価した上で、影響が生じる可能性がある場合はいかに回避、低減策等を取るかということの検討が必要になります。ここでは、水質の問題だけですが、発生土置き場の安定性の問題については、これからまた議論が必要になると思います。

4ページに戻っていただいて、もう一度、今何が論点であるか整理すると、トンネル掘削に伴う地下水水位の変化による、①として、沢の水生生物等への影響です。これは、沢の流量変化が起きるので、それでどのような影響が出るかということです。②として、お花畑などの高標高部の植生への影響です。それについては地下水水位がどのように影響するかというあたりの調査が必要になってきます。3番目は地上部分の改変で、これは作業ヤードと発生土置き場ですが、作業ヤードについては水質の問題になります。発生土置き場については、発生土置き場から出てくる水の問題と、例えば燕沢に360万 m^3 の盛り土をするわけですが、盛土の安定性の問題が論点になります。現在、このようなことが国の有識者会議で協議されているという状況です。以上、議事の2番目の今の国の協議状況について御説明をさせていただきました。

増澤会長：御説明ありがとうございます。国の有識者会議でも随分時間をかけて討論してまいりましたが、さらに本会議の前にヒアリングがあり、JR東海を入れて相当議論してから本会議に入りますので、随分な時間をこれに費やしていると思っています。ただいま、事務局から説明がありましたが、この短時間でうまくまとめて御説明いただきましたので、皆さんだいたいのところは理解できたのではないかと思います。それでは、ただいまの御説明に対して質問、御意見ございましたらお願いします。

今泉委員：議論の内容について御説明いただき、どのようなことが論点になっているかよくわかりました。3ページを見ますと、現在の環境保全会議での議論の内容は、沢の流量の分析がメインになっていて、論点整理の②高標高部の植生への影響や③地上部分の改変箇所における環境への影響については、今後の会議で重点的に議論されるという理解でよろしいでしょうか。

増澤会長：今の御質問ですが、確かに①から始まりました。しかし同時に②の部分も随分議論しました。なぜかというと、②の方はこれからデータを出しますが、データを出さずにあたって有識者会議の方で、どういうデータを出さなければいけな

いかということをおかさない、実際に議論する内容に入れません。改めて②については議論することになっていますが、初期の段階で、どのようなデータを出すのかという議論を相当行っております。高標高部については、その内容でデータを集めてもらっていて、データが出た段階でもう一度議論することとなっています。①については、ほぼ議論が出てきたところで、類型化もできて、実際に水の減る沢がどこの沢で、どれくらい減るのかというところまで進んでおります。ここが一通り済みますと、次に高標高部のデータが出てきて、②の議論に移るという順序になっております。

今泉委員：ありがとうございます。今、まさに会長がおっしゃられたことが、少し気になっていたのを質問させていただきました。②は特に現地調査や観測がある程度必要になるので、そこの議論が後回しになるとデータの得られる時期がもっと後になってしまうのではないかと気になったので質問いたしましたが、すでに十分考えられているということで了解いたしました。

増澤会長：続いて長谷川委員、よろしくお願いします。

長谷川委員：有識者会議に出られている増澤会長に質問となるかと思いますが、一つ目に、カール内での調査、観測は季節変動も含めて通年でやっているかどうかということと、もう一つは、記載がなかったので気になったのですが、例えばカール底で季節によって湧水が認められるような場所で、その湧水量の変動というものも観測されているのかどうかということについて確認したいです。

増澤会長：わかりました。カール底に関しては、現在、悪沢の国立公園特別保護地域がトンネルを通る位置からして関係していますが、季節を追ってカール底に湧水があるかないかという観点では見ておりません。そもそも湧水があるかないかははっきりまだわかっていませんでした。わかっていることとして、数年前に長谷川委員が調査したデータをもとに議論が行われています。現在、ボーリングをしていますので、湧水があるかどうか、またはカール底に更にもう一層何かが入っていてそこで地下水が一度滞水するのかどうかということは見ますが、それ以上の季節変化ということころは計画には入っておりません。

長谷川委員：了解しました。ありがとうございます。

増澤会長：安田委員、お願いします。

安田委員：事務局の説明で、市と県の相互関係がよくわかりましたが、国の有識者会議と市協議会との関係がよくわかりませんでした。私の専門は発生土置き場の安定性の関係ですが、これについては市の協議会でも今までコメントしてきていますが、これから、そこのあたりを国の方で非常に詳しく検討され、我々はそのデータを待って何かコメントするというのでしょうか。

事務局：意見表明の方法は二つあると思います。一つは国の有識者会議に市はオブザーバーとして参加しておりますので、どうしても発言したいということであれば、座長にお願いをして発言させていただける場面はあると思います。従って、こちらの協議会でいろいろな意見があって、これはどうしても有識者会議に言わなければならないという状況になれば、それは直接有識者会議に出て座長の了解を得て発言、意見表明することは可能ではないかと思っています。もう一つの流れは、県の環境影響評価条例に基づく手続き上で、事後調査報告書等の資料が JR 東海から出てきた場合に、市長に送付されますので、それについてこちらで中身を見て、報告書に対する意見を県知事に送付するということができます。それをもって、県は必要があれば JR 東海に任意の形で意見表明することはできると思いますし、県の環境影響評価条例に基づくと国に対して意見表明をできることになっていますので、これは後で石川部長からもお話しいただけるかもしれませんが、必要があれば県に対して意見を送付して、県を通じて JR 東海あるいは国に対して伝達していただける可能性というのはあると思っています。そのためには、しっかりとした科学的、客観的な根拠が必要となりますので、この協議会で協議していただいて、それをまとめて送付するという形になると思っています。

安田委員：わかりました。どうもありがとうございました。

増澤会長：法的な手順を踏むとしたら、ここで言った意見を、審査会を通して県に伝えるという形になりますけれど、今の任意の意見ですが、JR 東海が直接各委員会の委員と連絡を取るといようなルートがありまして、私たちは一昨年、ツバクロの残土置き場について縦穴が必要だという安田委員や皆さんの御意見を、任意の意見として JR 東海に伝えました。これまで縦穴の発想はなかったが、この内容が取り入れられて、県や国の会議の図表に反映されて出てきているということもあります。有識者会議そのものに意見を言うとしたら、難波市長がオブザーバーとして出て、そこで発言の機会を求めれば、ほぼ確実にそこでもっと意見を言うことができますので、そのルートはしっかりとっておいた方がよいと思います。

県石川部長：県の石川でございます。制度については先ほど市長から説明があったとおり、県と市、国の関係はそのようになっています。一つできるといいなと思っていることは、我々も県の専門部会ですとか、増澤先生にお力を頂きながらやっておりますので、しっかり情報を共有しながら、正式な手続きも必要ですけれども、平素からの連携をしっかりさせていただければそれが一番よいと思っております。

増澤会長：今、県から御意見いただきましたように、結構その風通しがいいものですから、いろいろな形で国の会議には私達が討論した内容は行くことになっております。他に御意見いかがでしょうか。ないようですので、次に進みたいと思います。続きまして、議題3の今後の協議会で検討が必要な事項に移ります。事務局から説明をお願いします。

議題3 今後の協議会で検討が必要な事項について

事務局：それでは資料4について事務局から説明をさせていただきます。今後協議会で検討が必要な事項ということになります。今、安田委員から御質問頂いた件も重複して入っておりますが、その点も含めて、改めて御説明させていただきます。2ページの、これまでの経緯を踏まえた環境影響評価に係る静岡市の現状認識ですが、まず一番目に「静岡県環境影響評価条例に関し」ということです。現在、JR東海が県の条例に基づき、事後調査を実施中です。この事後調査報告書に対し、市長は一定期間内または必要に応じて県知事に対して意見を提出することができるとなっております。従って、今後も市長は必要に応じて、県知事に対して意見を送付していくという形になります。2番目に「国土交通省の有識者会議に関し」です。市はオブザーバーとして参加しておりますので、今後必要に応じて、発言、意見表明の機会を要請したいと思います。3番目に「静岡県の環境保全連絡会議専門部会に関し」です。これについては、静岡市はオブザーバーとして参加をしており、今後必要に応じて発言、意見表明等の機会を要請したいと思います。4番目に「静岡市の環境影響評価条例に関し」です。ここでもう一度確認をしておきますが、市の条例の第52条において、法対象事業というのがあります。法対象事業とは、国の環境影響評価法に基づく事業で、リニア事業は法対象事業になります。この法対象事業についても、市の条例に規定はありますが、最初に申し上げたように、事業認可や事後調査の開始以降に市条例が公布されたので、条例は遡及適用できない状況になっており、市の条例の適用除外としております。今後は1の③のとおり、

県の環境影響評価条例に基づき、県知事に意見を送付して、それを反映していただくということをお願いしたいと思っております。

3 ページ目、今後の協議会で検討が必要な事項です。静岡市の認識ですが、静岡市では、南アルプスの豊かな自然環境の保全を目的として、市協議会で議論等を実施してきました。市として、現時点で更なる検討、議論が必要だと考える項目は主に以下の2点と認識をしております。一つはトンネル掘削による大井川上流域の生態系への影響です。これについては、国土交通省の有識者会議における環境保全の取組の議論を注視しつつ、市の協議会で皆様の御意見を伺って、生態系等への影響が回避、低減等されるよう検討、議論していくということになります。そして、この生態系等への影響には、ヤードからの放流水の影響等も含んでいるという理解です。もう一つは発生土処理における影響です。この発生土置き場の安定性、洗堀対策あるいは植生回復、排水設備についてはまだ十分な議論がされていません。長谷川委員からも意見をいただいたりしておりますので、これまでの市の協議会での議論を踏まえ、検討、議論を進めていくこととなります。安田委員からも先ほどご指摘がありましたように、発生土置き場についてしっかりと議論していく必要があると思います。ここには書いておりませんが、県の専門部会等でも地域の深層崩壊の問題が出てきていますので、深層崩壊の問題を、この発生土処理による影響のところで議論していく必要があると思います。そして、協議会の検討、議論を踏まえて、市としての考え、意見を分かりやすく社会、県、JR 東海に伝えていきたいと思えます。また、4 ページ以降に今まで市の協議会でどのような意見があつて、それを JR 東海等に伝え、JR 東海からどのような反応があつたかを示しております。これについては時間の関係で省略させていただきたいと思えます。

今日は市協議会としてしばらく開催をしていなかったもので、これまでの経緯を改めて確認した上で、今後どんな協議をしていく必要があるかということを確認させていただき、具体的な中身については次回以降しっかり協議をしていただければというのが事務局の考えです。

増澤会長：ありがとうございます。ただいまの御説明に関して、御意見、御質問ございますでしょうか。

今泉委員：二つあります。一つ目は、今日の会議の冒頭で、事務局から、意見を出すときは協議会ではなく審査会として出すべきかもしれないので、そのあたりについて今後精査する必要があるというご発言があつたかと思いますが、今御説明していただいた内容は、協議会としてやっていく内容なのか、それともこの内容が審査会に移るかもしれないということも込みでの内容なのかということをお

聞きしたいです。二つ目ですが、この協議会は今まで林道を改良する場合の設計図の確認など、比較的詳細な確認をしてきた経緯がありますが、そのあたりについては議論の対象外になってくるのかということについて質問させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

事務局：まず、審査会との関係ですが、審査会は人数も多く、機動的な開催もできないため、いよいよ最後、これを確定意見として言うておかなければいけないというような段階になった場合に、審査会を経て最終意見として、協議でなく、市としてこうしてもらわないと困るという意見として出していくのではないかと考えています。先ほど増澤会長から、今は国や JR 東海との意見交換については非常に風通しが良くなっているというお話もありましたので、協議会で議論いただいた点については県に伝える、あるいは国の有識者会議に直接伝える、あるいは JR 東海に任意の形で伝えるということで、任意としていろいろな意見を伝えることが必要ではないかと思えます。そういった面で、委員の皆様方には大変恐縮ですが、割合頻繁にこの協議会を開催させていただいて、いろいろな意見を頂戴できればと思っております。それからもう一つ、林道等のお話もありましたが、先ほどの説明の中で市として権限に基づいていろいろな事務があります。それについてはしっかりとした判断が必要であり、環境影響上の問題で、国とは違う観点で非常に地域固有の観点からどうしても意見が必要だという場面は出てくると思えますので、それは協議会の中で議論していただいて、それについて JR 東海に意見を言うことになります。これは、許可の時の条件などになってきますので、そのようなことについても議論を願えたらと思っております。

今泉委員：わかりました。ありがとうございました。

増澤会長：林道に関しては市が権限を持っており、この協議会でやってもやらなくてもその内容は相当市として詰めていかなければならない内容です。たまたま市の協議会では今まで林道に関しては全てアクセプトして、全てそれに対しての意見を細かく言うてきました。今後もそれは法的にも続くと考えております。

事務局：今泉委員から意見をいただきましたので、先ほど御説明した「検討が必要な事項」の中にその部分が入っていませんので、固有の問題についても入れるという形で、追加させていただきたいと思えます。

増澤会長：そのように追加をお願いします。それでは、他にいかがでしょうか。長谷川委員の話題が先ほども出ておりますが、発生土置き場と深層崩壊との関係ということで、県では随分はっきりとした意見を出しておりますが、長谷川委員はそれに関していかがでしょうか。

長谷川委員：特に現時点では何もありません。

増澤会長：いずれ、長谷川委員の研究された内容または報告された論文などについて、再度長谷川委員から御説明いただくことが必ずあると思いますので、その時はよろしく願いいたします。

長谷川委員：了解いたしました。

増澤会長：今、事務局から御説明がありました。3ページの2点について、これからこの協議会で議論していくことになると思います。ですから、私達は今後この内容を更に詰めて、2つの問題を検討して、または現地に行かなければいけないかもしれませんが、この方向でいったらどうかということ事務局から提案されましたが、これに関しては次回どのようにこの内容を進めていくかという話になると思います。

今日は、国の有識者会議でどこまで話が進んでいるのか、何が問題となっているのか、論点は最初から3つ挙げられましたけれど、その論点の3つがどのように進んでいるのかということ、随分詳しく御説明いただいたと思います。ですから、今回はこのような2つの方向性でいってもらったらどうでしょうかという事務局の提案だったわけですが、これで進んでいけたらと思っております。その他御意見いかがでしょうか。それでは、最初の目的は達していると私は理解していますので、次回これをもう少し発展的に進めていけたらと思います。本日の議題はこれで全て終了となりましたので、以上を持って本日の議事を終了いたします。